

第4号様式（第8条関係）

## 議 事 録

|                 |   |
|-----------------|---|
| 会議名             | 第4回寒川町地域自立支援協議会   |
| 開催日時            | 令和5年11月8日（水） 13:00～14:35  |
| 開催場所            | シンコースポーツ寒川アリーナ（寒川総合体育館）サブアリーナ   |
| 出席者名、欠席者名及び傍聴者数 | 出席者<br>・委員：大西委員、長谷川委員、山根委員、長田委員、瀧本委員<br>小川原委員、露木委員、田代委員、井地委員、浅野委員<br>飛騨委員、榎本委員、城戸委員、鈴木委員、金子委員<br>中野委員、内藤委員、小松委員、佐藤委員<br>・オブザーバー：【湘南東部圏域ナビゲーションセンター】佐藤氏<br>・事務局：【町】三橋健康福祉部長、中澤課長、藤井副主幹、袴田副主幹<br>浅香主任主事、本橋技師、喜々津主事<br>【さむかわ基幹相談支援センター】田中、久保<br>・傍聴者：3名<br>欠席者 守村委員  |
| 議 題             | 1. 開会<br>2. 議題<br>(1) 議事録承認委員について【名簿】<br>(2) 相談支援事業所からの報告・・・【資料1】<br>(3) 寒川町障がい者福祉計画について<br>・寒川町障がい者福祉計画（案）・・・【資料2】<br>・寒川町障がい者福祉計画（案）概要版・・・【資料3】<br>・第7期障がい者福祉計画（第3期障がい児福祉計画を含む）サービスの見込み量について・・・【資料4】<br>(4) 障害者差別解消啓発活動における図書館企画展示について・・・【資料5】<br>(5) その他<br>3. 閉会  |
| 決定事項            | ・議事録承認委員について<br>長田委員、瀧本委員に決定  |
| 議事の経過           | 1. <u>開会</u><br>事務局：令和5年度第4回寒川町地域自立支援協議会を開会いたします。<br>本協議会には当事者の方も参加されておりますのでご発言の際には、挙手にて発言者の所属とお名前を仰っていただきますよう、よろしくご協力お願いいたします。それでは、次第に従いまして進めていきますので、よろしくお願いたします。<br>2. <u>議題</u><br>会 長：それでは議事を始める前に、資料の確認と本協議会の出欠の報告をお願いします。<br>事務局：資料確認及び出欠者報告を行った。<br>会 長：ありがとうございます。委員総数20人中1人の欠席でありますので、寒川町地域自立支援協議会設置要領の第6条のとおり、委員の過半数を超える出席のため、本協議会は成立いたします。よって、これより議事を開き、 |

協議会をすすめてまいります。

次に本協議会の傍聴希望の有無について報告をお願いします。

事務局：本日傍聴希望者が3名いらっしゃいます。

会 長：傍聴希望者が3名いらっしゃるという事ですが、委員の皆様、傍聴希望者に入室していただいてよろしいでしょうか。

(委員一同異議なし) 傍聴者入室。

(1) 議事録承認委員について

今協議会の議事録承認委員は、長田委員、瀧本委員で承認された。

(2) 相談支援事業所からの報告

会 長：指定相談支援事業所、生活相談室すまいると、障がい者相談支援事業所ゆいっとより報告をお願いします。

すまいる：資料1をご覧ください。相談を受けた方は精神障がいの方が一番多く、続いて知的障がい、身体障がいとなっています。

支援方法は、ご本人、ご家族とのやり取りが一番多く、次いでその他関係機関とのやり取りが多くなっています。

支援内容ですが、福祉サービスの利用についての内容が一番多く、月によって偏りはありますが、福祉サービスの利用についての支援は常に多い傾向にあります。前期の特徴としまして、4・5・6月は児童の相談が多く、サービス利用の有無にかかわらず、放課後等デイサービスや児童発達支援の相談や、手帳を所持していない児童の今後について、相談の継続性が必要と思われるケース等があり、児童に関する相談が多い印象がありました。

その他は住宅入居等に関連するものもありますが、世帯状況の変化によって現在住んでいる場所から転居せざるを得なくなった方が数名いらっしゃり、一緒に不動産屋をまわり住まいを探したり、グループホームを含めて居所を探すケースがありました。

8月頃に入所施設でコロナに罹患する方が出て、予定していた短期入所が利用できなくなってしまい、同居の家族が対応に苦慮されることなどもありました。資料の表の数字に乗っていない部分では、新規で相談に来られる方が上半期で26名いらっしゃいました。月に4~5名がコンスタントに新規の相談に来られています。すまいるからは以上です。

ゆいっと：資料1をご覧ください。特徴的な所のみ説明させていただきます。障がい種別としては成人の方では精神障がいの方が突出して多くなっています。児童は知的障がいの方が多くなっています。

支援方法は関係機関が多いですが、ここは相談支援業務が数字として反映されています。この相談支援業務というのは、大きな役割として支援体制の構築や支援チームの形成等があり、関係機関の方との連絡、相談でやり取りする場面が多いということが表れています。支援内容は、福祉サービスの利用等と生活技術の欄の数字が多くなっています。福祉サービスの利用はヘルパー事業所探し以外に、ご本人と事業所との間に入ったやり取りなどもこの項目にカウントしています。生活技術は、委託相談の特徴的な所で、生活全般の混沌とした不安を抱えられ、何から優先して良いのか分からないというような方が委託相談の対象者として多くなっています。具体的にこれが不安だという訴えに、至る前の段階を一緒に整理していく等

のことを、この生活技術でカウントしています。

上半期の傾向としては、受診や、サービス利用の前の状態の方が多くなっています。コンスタントに入ってくる相談として、引きこもりの状況の男性で家族からの相談が月に1~2件あります。8050問題に差し掛かっている相談以外に、最近の傾向として多くなっているのは10代20代前半の方で、高校は何とか卒業したけれど、その後アルバイトなど始めてもすぐにやめてしまい、引きこもりがちな生活になったことを家族が心配して相談に繋がるケースが多くなっています。この場合、ご本人的には“相談したいという気持ちが無のまま家族に連れられてきました”という方が傾向として多くなっています。まさにこういう方たちへの相談が委託相談の役割だと思っています。委託相談としては初動の段階では、お子さんであれば児童相談所であったり、唯一何とか第三者が介入できたという切り口のケースでは訪問看護の事業所と動くことが圧倒的に多くなっています。報告としては、以上です。

会 長：ただいまの説明について、何かご質問等ありますでしょうか。

無ければ次の議題の(3)障がい者福祉計画について事務局より説明をお願いします。

### (3) 寒川町障がい者福祉計画について

事務局：議題(3)の寒川町障がい者福祉計画について説明させていただきます。

資料2をご覧ください。前回の会議、また会議後に頂いた各委員からのご意見を反映させ、さらに課内でも再度内容の確認を行い、修正をかけたものが資料2の計画案となります。

まず表紙をご覧ください。下段の青字で書かれている内容については、前回の会議から追記及び修正をした箇所となります。本日の協議会ではこの修正箇所を中心に説明させていただきます。表紙の追記項目としては、年号の連続性を明確にするため、新たに和暦の後に西暦を加えました。その後に出てくるすべての年号にも和暦と西暦を併記させていただいておりますが、それらのページの説明は割愛させていただきます。

また、神奈川県の記事者目線の障害福祉推進条例については、パブリックコメントを実施している最中であるため、未定稿としています。

それでは2ページをご覧ください。赤字で示している内容については、現計画から修正したもので、前回の会議でお示しした内容のとおりとなりますので、これ以降に記載している赤字の説明は割愛させていただきます。

3ページをご覧ください。事前配布資料では「3. 障がい者計画と障がい福祉計画及び障がい児福祉計画について」の部分で、修正をかける案をお示しさせていただきましたが、担当内で再度話し合ったところ、元の表記のままの方が分かりやすいのではないかという意見にまとまりましたので、本日お配りしたものに差し替えいただきますようお願いいたします。

次に5ページの「5. 計画の期間」をお開きください。下の計画期間をご覧ください。表の西暦の部分ですが、「年」となっているのを、すべて「年度」に修正しています。

16ページをご覧ください。「(2) 障がい者数の推移」については、第3回協議会で「寒川町障がい者福祉計画策定に係る統計資料」の差し替えをいたしましたので、その値に修正すべきところを、修正前の数値のままとなっておりますので、差し替えをお願いします。

17ページをご覧ください。一番下に令和2年度（2020年度）とありますが、正しくは令和2年（2020年）です。また18ページ2段目の「精神科通院」は「精神通院」となります。こちらでも差し替えをお願いします。

19ページをご覧ください。障がい者数の将来推計の内容については、推計の基となる町の人口予測作業を企画政策課で行っているため、掲載できていません。数値が確定次第の掲載となります。

21ページをご覧ください。2.前障がい者計画の検証、実施状況等から見た今後の課題です。前回の会議でも触れさせていただきましたが、ここでは様々な障がいに対応できるグループホームが町内に少ないこと、ヘルパーの不足の課題、さらに相談支援全体に対する課題など、現状の町の課題をまとめ、後半部分でそれらに対する対応として、国の指針においても重要性が増している相談支援体制の充実・強化を図るために、委託相談事業所の増設の検討を進めることとしてまとめています。よって、今回の計画の重点となるのが相談支援事業ということとなります。

それでは第4章に移らせていただきます。このページの下部に制度改正や国の指針により新しく新設した事項には○新のマーク、大きく変更した事項については○変マークとの説明を記載させていただきました。

28ページをご覧ください。今説明した○変のマークを2つ、○新のマークを29ページと合わせて3つ表記しています。

30ページをご覧ください。下から二つ目の●で平成29年（2017年）4月1とありますが、4月に修正をお願いします。

35ページをご覧ください。④の地域自立支援協議会の強化の2つ目では、これまでも自立支援協議会に属するワーキンググループ等についての施策を載せておりましたが、今回地域における課題の抽出、課題整理等の役割も追加しているため○変としております。

38ページをご覧ください。⑥地域生活支援事業の充実のひとつ目、相談支援事業所の充実の項目については、これまで相談支援体制の整備についてうたっておりましたが、21ページで説明させていただいた実施状況等から見た今後の課題を受け、相談支援事業所の増設について検討するという内容に変更させていただいております。また、「医療的ケア児」の児の文字が委員からのご指摘のとおり誤字だったため、修正いたしました。

41ページをご覧ください。国の指針の中でも医療的ケア児に対する支援体制の充実がうたわれており、県の補助メニューでも新たに加わった非常用電源の補助について検討を進めていきたいと考え、新たな項目として追加いたしました。

46ページをご覧ください。④の精神保健福祉施策の推進の二項目目の「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム」についても新たに追加しております。内容につきましては、前回の会議で説明させていただいておりますので割愛いたします。

48ページをご覧ください。②の雇用啓発事業の充実の二項目目に、就労の場の確保や拡大に努めるという項目を新たに追加しました。就労については、障害者雇用推進法でも法定雇用率が段階的に引き上げられておりますし、町の総合計画においても障がいのある人がその人に合った就労の機会を得ることにより、地域社会の一員として暮らすことを目指しておりますので、そのような観点からも追加させていただきましたが、表記を一部変更したので、差し替えをお願いいたします。

5章に移らせていただきます。5章の目標値は、「障がい者数の将来推計」も出ていないことから、現段階では暫定値となっております。そのため差し替え資料のとおり、表紙に「第5章に記載されている見込値及び目標値は、計画策定にあたり現在検討している値であり、確定値ではありません。今後の検討を踏まえて変更になる可能性があります。」という注意書きをつけております。5章につきましては、前回の会議では数値のほとんどをお示しすることができておりませんでした。令和5年9月末までの実績値が出たことによって数値を入れて記載しております。なお、前回お示した数値で一部変更した箇所についても今回併せて修正しております。

52ページをお開きください。施設入所者の目標値につきましては、国の基本指針により目標値の設定値がくわしく示されておりますので、それに伴い令和8年度の入所者の減少見込みを1名としております。また、令和3年度（2021年）を（2021年度）に修正しております。このページは表紙の51ページと併せて両面での差し替えとなります。

53 ページをご覧ください。（2）精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築については、大きく変更をかけておりますので、○変としております。内容については、前回の会議で説明させていただきましたので、割愛しますが、寒川町地域自立支援協議会を活用し、協議を進めていくこと、また、協議の場の開催回数を目標値として設定しております。

54 ページをご覧ください。（3）地域生活支援の充実につきましては、強度行動障がいを有する障がい者の支援体制の構築の検討について、新たに加えたため、○変としております。

55 ページの（4）福祉施設からの一般就労への移行に関する目標設定についてご覧ください。こちらについても、国の指針により、目標設定について詳しく示されておりますので、それに基づき 56、57 ページでそれぞれ令和8年度の目標値を定めております。

59 ページの（6）相談支援体制の充実・強化についてご覧ください。国の指針でも地域における相談支援事業の充実強化がうたわれており、基幹相談支援センター及び町地域自立支援協議会の取り組みを追記したため、○変としております。また、数値目標として、基幹相談支援センターの取り組みについて設定しております。

令和5年度の実績値については、8月末までの数値を記載してはありますが、9月末までの数値がでておりますので、別紙のとおり修正させていただきましたので、差し替えをお願いします。

61 ページをご覧ください。ここからは障がい福祉サービスの種類と見込量のページとなります。囲みの計画と実績についてご覧ください。実績の人数については、年度内に利用したすべての人数となります。実績の時間や実績の人日分については、全ての利用数を12月で割ったひと月あたりの平均値となっております。

なお、令和5年度については、見込値を記載しております。令和8年度までのサービス見込量についても同様の考え方で計算し記載しています。

62・63 ページをご覧ください。現状と実績について記載しております。サービス見込値については、実績値に基づき、横ばいで設定しております。これ以降につきましては、新たに追加した項目等を中心に説明させていただきます。

64 ページの〈2〉自立訓練（機能訓練）（生活訓練）をご覧ください。

次のページに実績値及びサービス見込量の表を記載しておりますが、表の内容に変更がありましたので差し替えをお願いします。

次期計画より、国の指針に基づき生活訓練の欄に精神障がい者の数を記載することになりましたので、欄を追加しています。

なお、表の欄外に「※印で国の指針により、精神障がい者の数を把握することとされている。」との注記が漏れていましたので、この部分も追記しています。

65 ページの〈3〉宿泊型自立訓練につきましては、過去に自立訓練（生活訓練）に含めておりましたが、令和5年度にも実績があったことにより、次期計画から項目を設けました。しかしながら、新たなサービスではないため、タイトルの横にある○新の表記は削除しております。

66 ページ〈4〉就労選択支援につきましては、令和7年10月から新たにスタートするものとなり、先程差し替えていただいた資料の裏面となり、こちら記載を一部修正しております。

70 ページ、〈10〉短期入所をご覧ください。短期入所については、福祉団体からも「町内のショートステイ先がない」といったご意見をいただいておりますが、町の施策として盛り込むことが難しいため、【現状と実績】のなかで触れさせていただいております。また、利用実績も増加を見込んでおりますので、今後も圏域内外の事業所に関する情報収集を行うなどし、充実に努めてまいります。

72 ページをご覧ください。〈1〉共同生活援助については、国の指針により強化していることから、増加を見込んでおります。

前回の計画より、精神障がい者の数を記載することになりましたが、漏れておりましたので、別紙のとおり修正させていただきました。差し替えをお願いします。

73 ページの〈3〉自立生活援助についても前回の計画より、精神障がい者の数を記載することになりましたが、漏れておりましたので、別紙のとおり修正させていただきました。差し替えをお願いします。

75 ページの〈1〉計画相談支援についてご覧ください。可能であれば、一人ひとりの状況にあわせ、どのようなサービスを使っていくか相談支援専門員に計画を作成してもらうことが理想ですが、相談支援事業所において計画相談を受けることが難しい状況もあり、セルフプランでの対応が多くなっている現状について記載しております。サービス見込量につきましては、相談支援事業所の増設を検討しているため、令和8年度に向けて、見込値を増加させています。

〈2〉地域移行支援、次ページの〈3〉地域定着支援についても前回の計画より、精神障がい者の数を記載することになりましたが、漏れておりましたので、別紙のとおり修正させていただきました。差し替えをお願いします。

78 ページをご覧ください。〈1〉児童発達支援については、早期療育の観点から利用者等が増加しており、サービス見込量についても増加としております。ただし、町の人口予測の結果により、対象年齢の人数が大きく減少するようであれば、見込を見直す必要があると考えております。

81 ページの〈5〉障がい児相談支援をご覧ください。

こちらについては、先ほど説明させていただいた、計画相談支援と同様にセルフプランでの対応が多くなっていることを、現状と実績の欄に記載さ

せていただきました。また、サービス見込量につきましては、相談支援事業所の増設を検討しているため、令和8年度に向けて、見込値を増加させています。

同じく81ページの〈6〉医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置につきましては、市町村において見込みを設定することになったので、○新のマークをつけ記載しております。なお、令和5年度より配置しておりますので、別紙のとおり修正させていただきました。差し替えをお願いします。

83ページの〈6〉発達障がい者等に対する支援についても、新たに設定したため、○新のマークをつけ、記載しております。内容については、記載のとおりです。

85ページをご覧ください。ここからは、地域生活支援事業の見込量のページとなります。囲みの計画と実績についてご覧ください。

実績については、当該年度のすべての合計値です。令和5年度については、4月から9月までの合計値となります。サービス見込量については、各年度末までの年間見込量となります。

85ページの相談支援事業につきましては、事業の概要の③において、多岐にわたる内容の相談に対応するため、福祉職を配置することを追加しました。

86ページの見込量につきましては、委託相談支援事業所の増設を見越し増加といたしました。

87ページをご覧ください。(ウ)コミュニケーション支援事業については、障害者差別解消法が改正されていることに伴い、現状と実績欄の表記を別紙のとおり変更しておりますので、差し替えをお願いします。

90ページの(オ)手話奉仕員養成研修事業をご覧ください。

中程の表の登録見込者数については、町の手話通訳者養成講座上級を修了後、神奈川県の手話通訳者養成講座の受講試験に合格後、2年間の受講が必要となります。そのうえで神奈川県の手話通訳者認定試験に合格し、手話通訳者として町に登録した数を見込むこととなります。今までの表ではこの流れがわかりづらいため、新たに表記を追加した形で修正しました。差し替えをお願いいたします。

91ページをご覧ください。(カ)移動支援事業については、実績に基づいて増加を見込んでおります。移動支援については、様々なご意見をいただいておりますが、ヘルパーが不足している状況もあります。引き続き、実施方法等の見直しも含め、検討を続けます。

92ページをご覧ください。(キ)地域活動支援センター機能強化事業につきましては、下表の町外の実利用者数実績について、修正をさせていただきます。令和3年度は2名、令和4年度も2名、令和5年度は1名となっております。修正をお願いします。

93ページをご覧ください。実績数値が変わったことにより、令和8年度までの見込値を掲載している上の表についても修正をお願いします。令和6年度から令和8年度まで、各年度2名で修正をお願いします。

(ク)訪問入浴事業の現状と実績の説明の中にある「(令和4年に4名に減少したあと、対象者は継続して利用しています。)」の記載について、表で確認できるため、削除してください。

97ページをご覧ください。地域支援体制の確立については、内容の整理

を行いました、2点ほど修正がありますので手直しをお願いいたします。まず、上から2行目ですが、本来「必要があります」と記載すべきところを誤って「必要ありません」と記載してしまったので、「が」に修正をお願いいたします。また、「様々な機会を通して」の機会の「会」の字がメカニクの「械」となっておりましたので、人と会うなどの「会」に修正をお願いします。

資料2の説明は以上となります。

続きまして資料3の説明をさせていただきます。

町で計画の策定をするときは、町民からの意見を公募することとなっています。そのため、資料3のとおり、計画の概要版を作成しました。この概要版を用い、広報さむかわ12月号等でパブリックコメントの周知をしていきます。

なお、パブリックコメントの時期につきましては、12月8日～年明けの1月11日を予定しております。また、概要版では、新規事項や主な変更事項等を中心にまとめております。

続きまして、資料4の説明に移らせていただきます。

資料4は、資料2の61ページ以降で使用した令和5年度の実績見込や令和6年度以降のサービス見込量の算出方法について、まとめたものとなります。令和5年度の実績見込みについては、基本的には令和3年度と4年度の実績値を利用し、推計しております。また、令和6年度以降の見込値については、令和3年度から令和4年度への伸び率と令和4年度から令和5年度への伸び率に基づき算出しております。

ただし、算出した値が各年度の実績と比べ大きく上回る時等は、実績に基づく算出方法としており、資料4に各サービスの詳細についてまとめておりますので、後ほどご確認いただければと思います。

この後の流れについて説明させていただきます。パブリックコメントの案といたしましては、基本的には、本日の会議で確認いただいたもので進めさせていただきたいと考えております。

ただし、文言等の軽微な修正は入ることがあるかと思っておりますので、ご了承のほどよろしくお願いいたします。

また、毎回、会議後に提出いただいております意見用紙のご意見等につきましては、パブリックコメントでいただいた意見等と併せて、最終案に反映させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。説明は以上となります。

会 長：ただ今の説明について、何かご質問はありますか。

委 員：2点あります。1点は新と変の記載についてですが、29ページの障害者計画の体系欄の(5)保健・医療の④精神保健福祉施策の推進が○新になっています。精神障害者の所の記載で46ページのにも包括の所も○新になっています。ですが、後の53ページ(2)の精神障害者のにも包括のところは○変になっているのですが、ここは齟齬では無いでしょうか。にも包括は初めて福祉計画に出てきたので、53ページも○新ではないかと思ったのですが。

事務局：精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムは、内容的には今回の計画に大きく盛り込むことになりました。しかし、現計画にも項目自体はあるものだったので○変としましたが、内容的には、ほとんど新になりますので、再度精査して○新の方向で修正することを検討したいと思います。



委員：もう1点ですが、53ページの数値目標のところの協議の場の開催回数は、計画の中の案ではこの1回で良いと思うのですが、ただ寒川が精神について検討する場が無く、藤沢ですと精神保健福祉連絡会があり、茅ヶ崎市であれば自立支援協議会の精神部会と部会を設けていたり、日常的に協議をしている市町村と、日常的に協議をしていない市町村とは検討の仕方を考えなければいけないと思っています。茅ヶ崎市のにも包括に関しては、今年度すでに3回の検討委員会と2回の研修会がすでに行われています。その中で、何か別途ワーキンググループを設けた方が良いのか、この大きな協議会の場だけで良いのか、新しく内容を検討しなければいけない項目だと思います。内容そのものにどういう課題があるのか、その抽出から始める必要があると思います。大きく検討するのは1回で良いと思いますが、今後協議会の中で深めていくような場を設けるよう検討が必要だと思っております。以上です。

事務局：自立支援協議会の場でこの話題を毎回上げるのは難しく、5回中1回くらいになる想定で目標を設定しています。委員のおっしゃる様にワーキンググループや部会などを持てれば良いと思いますが、寒川の現状を考えますと、現在、児童に関するワーキンググループを一つだけ設けていますが、この一つのワーキングを行うにも、人力的な面から難しい状況になっております。ですが、来年度は福祉職の配置も検討しておりますので、この福祉職を中心にワーキングの形ではなくても、地域課題の吸い上げをし、何らかの形を作っていければと考えております。その時にはまた委員のみなさんのご協力が必要になって参りますのでよろしくお願いいたします。ご意見ありがとうございました。

会長：ありがとうございました。他にございませんか。

委員：2点質問いたします。73ページ、施設入所支援のサービス見込み量の考え方の所の文章ですが、「障がい支援区分が比較的軽度の方の地域移行支援を進めていきます。」とありますが、重度の方も地域に戻りたいと思いますので、この文章の表現を変えていただきたいと思います。

もう1点は、91ページの移動支援事業と、94ページの日中一時支援も同様に考えられると思うのですが、計画の見込み量ですが、令和3年から5年というのは、コロナウィルスの感染拡大があったので、利用を控えていたり、提供を中止した事業所もありました。それで実績が減っていると思います。次期計画はその時の実績を基に立てているようですが、それだと少ないと思うので、令和3年から5年の計画のままのレベルを維持した状態で数値の計画を立てていただきたいと思います。

それと、この議事から反れることですが、移動支援について通所通学の送迎が家族の負担になっています。同行援護や移動支援は通所通学は使えないのです。ですが、移動支援は市町村事業なので、市町村判断で使えることもあるかと思えます。県としては市町村の自主性を尊重するということなので、そのあたりぜひ通所通学に使えるように検討をお願いしたいと思います。

事務局：73ページのグループホーム等への地域移行についてですが、委員のおっしゃる通り、たしかに重度の方も地域に戻りたい方はいらっしゃると思うので、その方々にも相談支援等と連携を取りながら支援を行っていくというところは変わらないと思えました。

軽度の方に限らずという表記が可能かどうかはもう一度検討し、計画に反

映させていただければと思います。

事務局：91ページの移動支援と94ページの日中一時支援の計画値について、令和3年から5年と同レベルで記載していただきたいというご意見につきまして、検討させていただきます。見込量については、一人あたりが実際に使っている時間数を算出したうえで、利用人数に一人あたりの利用時間を掛けて算出しましたが、もう一度頂いたご意見をもとに、この出し方が妥当なのか検討し、委員のおっしゃる通り3年から5年のような数値でおいた方が良いのではないかとということになりましたら、置き換えの検討をさせていただきます。

移動支援が通学通所で使えないというところですが、希望があることは感じています。圏域の市町村に確認は取っていて、認めているところは少ないと感じています。また、ヘルパー不足の状況の中、対象を増やしてしまっただけなのか、対象を増やすとなると予算的な面も考えないといけないので、もう少し検討が必要になります。今年に入って近隣市の動向も調べており、起点だけでも変えられないか検討はしていますが、計画の表記としては「検討」とさせていただければと思っております。

会長：ありがとうございます。他に関連のところでは何かありますか。

オブザーバー：今の委員からの意見と事務局の解答に少し補足したお話をさせていただきます。藤沢市は、通園通学通所はかなり前から移動支援の利用は可となっております。ただ移動支援が通園通学を認めた背景には、子育て支援施策の中で、そこを認めましょうという動きに派生しているというところがポイントだと思います。当時の市長が子育て支援施策の中に、移動支援が通園通学で使えますよと公表したところが大きな所となります。

ヘルパー不足というお話もありましたが、ヘルパーの実情でいうと、私が把握している中で藤沢市の移動支援は初任ヘルパーと、ガイドヘルパーも移動支援のヘルパーとして認めています。茅ヶ崎市と寒川町はおそらく初任ヘルパーのみしか移動支援はできないとなっているので、例えばガイドヘルパーも国が認めた資格なので、そういった資格要件者を増やすというのもひとつの方法なのではないかと思えます。以上です。

事務局：情報ありがとうございます。町でも福祉の仕事をしてもらうということで広報の掲載記事等にガイドヘルパーという資格があることや、資格取得の流れなどを「福祉のおしごと」と題して載せているので、そういう所から広がっていければと思っております。例えば対象者を増やすことで受け手が増えるというのであれば、そのあたりも確認して体制整備の検討もしていきたいと思えます。

会長：ありがとうございます。他にございますか。ご質問等がないようですので、次の議題（4）障害者差別解消啓発活動における図書館企画展示について、事務局より説明をお願いします。

〈議題（4）障害者差別解消啓発活動における図書館企画展示について〉

事務局：第1回の協議会でもお話しさせて頂いていた、図書館の企画展示ですが、本日11/8（水）から11/28（水）まで行います。また11/10（金）から11/17（金）までは神奈川県からともいきる憲章のパネルやのぼり旗をお借りして展示を行います。皆さん、時間等合うようでしたら、総

合図書館の企画展示室で行っているの、是非お越し頂ければと思います。以上です。

会 長：ただいまの説明について、何かご質問等ありますでしょうか。  
特にないようであれば、以上をもちまして、すべての議事が終了いたしました。委員の皆様には、この場をかりてお礼申し上げます。最後に「3 その他」に移ります。情報提供等がある方はいらっしゃいますか。

事務局：事務局より次回会議の日程及び意見用紙の件でお知らせいたします。  
次回の会議の日程は、次第の裏面にございますとおり、2月7日（水）午後1時より、場所はシンコースポーツ寒川アリーナ（寒川総合体育館）の3階会議室となります。開催通知と会議資料につきましては、改めて郵送いたしますので、あらかじめご了承ください。

意見用紙につきましては、回答期限が短く大変申し訳ございませんが11月15日（水）までに、事務局まで提出をお願いします。メールで提出いただく場合、本文にそのまま打っていただく形で構いませんが、どの議題に関するご意見なのかわかるような形での提出をお願いいたします。また、前回と同じように、メールアドレスを把握している方にはメールで意見用紙のデータを送らせていただきます。以上です。

続けてイベントのお知らせです。

11月19日（日）10時～14時 寒川中央公園にて産業まつりが行われます。町内事業所の出店もありますので、お時間等合うようでしたらご参加ください。

12月5日（火）～12月8日（金） 11:00～14:00 町民センター1階ロビーにてにっこりマーケットを開催します。各町内事業所で物品や食品やお弁当を持ち寄り販売する形になります。ちょうどお昼時の時間にもなりますので、こちらも皆さんお時間等合うようでしたら、ご購入頂ければと思います。

会 長：その他、情報提供等がある方はいらっしゃいますか。  
委員、副会長より情報提供（当日配布チラシ）あり。

会 長：それでは、この会議の閉会の言葉を副会長からお願いいたします。

### 3. 閉会

副会長：長時間大変お疲れ様でした。寒川町障がい者福祉計画のパブリックコメントが来月に迫っているということで、この協議会の中でもお気づきの点等のご発言がありましたし、意見質問用紙に書いていただいたものも最終的な検討に加えていただけるということで、また意見等ございましたら記入いただきたいと思います。

今日も多くの団体の皆さんのご参加のなかで、この協議会に参加させていただきまして、にも包括について協議をしていく場のことや、移動支援の通学通勤についての考え方や現状について等、いろんな委員が来てくださっている中、様々なことがわかってきました。この状況を広く町民の方につなげていけると良いなと思います。

最後に一点、寒川町ふれあいフェスティバルからなるのですが、当日は、

|                           |  |                                 |  |
|---------------------------|--|---------------------------------|--|
|                           | <p>37 団体の方にご参加いただき、今までに無い形をみなさんと体感共有できました。アンケートにも様々な感想を頂きました。この自立支援協議会に参加される委員さんもふれあいフェスティバルにご参画いただく中、町の福祉をみんなで知って、みんなで支えあうというようにつながっていくと良いなと思いましたが、この協議会でも計画への反映等を含めてみなさんと一緒にお話しできればと思います。今後ともよろしくお願いたします。それでは本日の会議はこれで終了させていただきます。</p>                                       |                                 |  |
| 公開又は<br>非公開の別             | 公開   | 非公開の場合その<br>理由（一部非公開<br>の場合を含む） |  |
| 配付資料                      | <p>資料1 相談支援事業報告集計<br/> 資料2 寒川町障がい者福祉計画（案）<br/> 資料3 寒川町障がい者福祉計画（案）概要版<br/> 資料5 障害者差別解消啓発活動における図書館企画展示について<br/> 当日配布<br/> 資料4 第7期障がい福祉計画（第3期障がい児福祉計画を含む）サー<br/> ビスの見込量について<br/> 資料6 令和5年度第3回寒川町地域自立支援協議会議事録<br/> 資料7 令和5年度第3回寒川町地域自立支援協議会における質疑・意見<br/> 集約表<br/> 資料8 質疑・意見用紙</p> |                                 |  |
| 議事録承認委<br>員及び議事録<br>確定年月日 | <p>長田澄代委員、 瀧本聡委員<br/> （令和6年2月1日確定）</p>   |                                 |  |